

「詳説 犯罪収益移転防止法・外為法」訂正表

(2016年9月5日版)

頁数	訂正前	訂正後
53頁1行目	預金関連取引の <u>特定</u> 取引該当性	預金関連取引の <u>対象</u> 取引該当性
56頁下から3行目	口座提供業者	口座 <u>情報</u> 提供業者
58頁8行目	<u>対</u> 対象取引	<u>対象</u> 取引
104頁1行目、6行目	上場会社	<u>非</u> 上場会社
141頁	<p>④については、ハイリスク取引の種類のいずれかに該当するような要素も見当たらないので、④の要件も満たす前提で検討を進める。</p> <p>⑤については、特定取引の該当性判断に際しては、まず、対象取引の種類のいずれかに該当するかを検討する必要があるが、施行令7条1項1号タの200万円以上の大口現金取引等の対象取引の類型に該当する。簡素な顧客管理が許容される取引にも該当しない。従って、⑤の要件も満たす。</p> <p>⑥については、<u>取引時確認の記録が残っていないければ、法4条3項の例外は利用できない。このため、⑥の要件も満たす。</u></p>	<p>⑥については、ハイリスク取引の種類のいずれかに該当するような要素も見当たらないので、⑥の要件も満たす前提で検討を進める。</p> <p>④については、特定取引の該当性判断に際しては、まず、対象取引の種類のいずれかに該当するかを検討する必要があるが、施行令7条1項1号タの200万円以上の大口現金取引等の対象取引の類型に該当する。簡素な顧客管理が許容される取引にも該当しない。従って、④の要件も満たす。</p> <p>⑤については、<u>特に問題なく、⑤の要件も満たす。</u></p>

以上